

令和7年度 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞表彰
「障害者雇用優良事業所」及び「優秀勤労障害者」の募集についてのご案内

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者を積極的に多数雇用している事業所（以下「障害者雇用優良事業所」という。）、障害者の雇用の促進と職業の安定に著しく貢献した団体又は個人、及び模範的職業人として長期勤続する障害者（以下「優秀勤労障害者」という。）につつまして、その努力と功績を称え、表彰（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞）するとともに、これを広く社会一般に周知することにより、障害者の雇用の促進と職業の安定に資することを目的として実施しています。

つつましては、以下の条件に該当する事業所や勤労障害者の方がおりましたら、是非ご応募いただきますようお願いいたします。

1. 応募条件

原則として、障害者雇用優良事業所の応募は1企業につき1事業所まで、優秀勤労障害者の応募は1企業につき1名までとさせていただきます。

（1）障害者雇用優良事業所（静岡県内の事業所に限る）

障害者を積極的に雇用し、かつ、障害者の雇用の促進及び職業の安定に貢献した事業所（国、地方公共団体及び特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第6項に規定する特殊法人をいう。）の事業所を除く。）で、次の①及び②のいずれにも該当する事業所（過去に理事長努力賞等を受賞した事業所は除く。）とする。

この場合において、労務管理の適否、自らの責任による労働災害の有無、労働関係法令違反の有無等、優良事業所にふさわしい要件についても併せて考慮するものとする。

- ①障害の種類及び程度に応じた職務配置、職場改善等を行うことにより障害者の採用及び職場定着に積極的に努力していること。
- ②当該事業所の属する企業が当該年度において、法定雇用率を達成していること。

（2）優秀勤労障害者（静岡県内の事業所に勤務する者に限る）

就職している障害者（※）で、その障害による職業上の困難を克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛され、同一の企業における勤続年数が3年以上のもの（過去に理事長努力賞等を受賞した方は除く。）とする。

（※）国、地方公共団体及び特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第6項に規定する特殊法人をいう。）を除く事業所等に雇用されていて、かつ障害者雇用率制度上の常用雇用障害者（実雇用率の算定対象となる障害者）に該当する障害者。ただし、就労継続支援A型事業所の障害福祉サービス利用者は除く。

2. 応募方法

上記1に該当し、応募を希望される場合、「障害者雇用優良事業所」につきましては「令和7年度障害者雇用優良事業所応募用紙（別添1）」を、「優秀勤労障害者」につきましては「令和7年度優秀勤労障害者推薦書（別添2）」にご記入の上、5月30日（金）（必着）までに下記送付先あて郵送（個人情報が含まれるので簡易書留郵便をご利用ください）にてご提出ください。

3. 選考方法

当支部で書類選考等のうえ、推薦候補を決定し、当機構本部にて審査・決定いたします。

審査結果につきましては、当機構本部審査終了後、8月中旬頃に当支部より連絡します。

なお、表彰される場合、事業所名や対象者の氏名及び勤務先名の公開、画像や映像を用いた報道など取材の可能性もあることをあらかじめご了承ください。

【問い合わせ先・送付先】

〒422-8033 静岡県静岡市駿河区登呂3-1-35

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

静岡支部 高齢・障害者業務課

障害者雇用優良事業所等表彰 担当

TEL : 054-280-3622

mail : shizuoka-kosyo@jeed.go.jp